

重要事項説明書

医療法人 生寿会
五条川リハビリテーション病院

1. サービスの目的

要支援、要介護状態となった利用者様に対し、医学的管理を行っている医師の指示に基づき、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者様のご自宅に訪問し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、必要なリハビリテーション（理学療法・作業療法・言語聴覚療法）を行うことを目的とします。

2. サービスを受けられる人

介護保険制度の介護認定にて、「要支援 1～2」、「要介護 1～5」と認定された方で、主治医が訪問リハビリテーションを必要と認めた方。主治医より指示書を受けた方。

3. サービス担当者

(1) サービス提供の責任者は、次のとおりです。

責任者名：理学療法士 山田 康幹

電 話：052-401-7272（五条川リハビリテーション病院 受付・医事）

4. 訪問リハビリテーション事業所の概要

(1) 事業所名：五条川リハビリテーション病院（五条川訪問リハビリ・ステーション）

(2) 開設者：理事長 島野泰暢

(4) 開設年月日：2007年3月1日

(5) 事業所の所在地

〒452-0961

愛知県清須市春日新堀 33 番地

(6) 介護保険事業者番号：2317300339

(7) サービス提供地域：清須市全域、稲沢市・一宮市・北名古屋市・名古屋市西区の一部

*事業所より自動車にて移動時間が 20 分程度の圏内（要相談）

(8) 運営方針

医療法人生寿会の理念・基本方針に則り、一人ひとりに相応しいリハビリテーションを提供いたします。医学的管理を行っている医師の指示に基づき、訪問リハビリテーションが必要と認められた通院困難な利用者様に対し、居宅での生活機能の維持、向上を目指しリハビリテーションを行います。地域の医療・保健・福祉機関と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

また、従業員が質の高いリハビリテーションを提供できるように新しい技術の習得及び資質の向上に努めます。

(9) スタッフ体制

職種	常勤	非常勤	職務内容	備考
医師	6人		診療・医学的管理	病院と兼務、管理者は病院長
理学療法士	3人		訪問リハビリテーション	病院・通所リハビリと兼務:3人
作業療法士	2人		訪問リハビリテーション	病院・通所リハビリと兼務:2人
言語聴覚士	2人		訪問リハビリテーション	病院・通所リハビリと兼務:2人
事務職員	1人		事務	通所リハビリ・居宅介護支援と兼務

(10) 営業日、営業時間及びサービス提供時間

営業時間：午前8時30分から午後5時30分

サービス提供時間：午前9時00分から午後5時00分

営業日：月曜日から土曜日となります。但し原則、国民の祝日は休みとし、祝日及び年末年始の営業日については事前にご利用者へ連絡致します。

(11) サービスの内容

○訪問リハビリテーション

利用者様の居宅まで訪問致します。

心身機能の維持・回復を図り、可能な限り居宅で利用者様の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が評価し、利用者様に適した訓練プログラムを提供致します。また、ご家族の方への適切な介助方法、環境調整など必要な助言・指導等を致します。

(12) 利用料

①料金

介護保険を利用された方は、介護保険制度から7～9割の支給となり、1～3割は自己負担となります。

*負担割合は介護保険負担割合証に記載されています。

*別紙「利用料のご案内」を参照してください。

②支払い方法

・支払い方法は指定口座から自動引き落としとさせていただきます。

※引き落とし日は毎月27日

・利用料金の合計額の請求書及び明細書を、翌月上旬に担当者よりお渡し致します。

・引き落とし後の翌月初旬に領収書をお渡しいたします。

5. 緊急時等の対応

(1) サービス提供利用時に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医（ ）に連絡し、指示を仰ぎ必要な措置を講じます。

(2) 緊急時には重要事項説明確認欄に記載いただきました連絡先に連絡します。

6. 事故発生時の対応

訪問リハビリテーションサービス提供中に、自らの責めに帰すべき事由により、利用者様やご家族に事故が発生した場合には速やかに主治医やご家族、市町村、担当ケアマネージャーなどに連絡するとともに、必要な対応をします。

7. サービスの中止

(1) 利用者様がサービスの利用を中止する際には、速やかに下記連絡先までご連絡ください。

*連絡先： 052-401-7272 (五条川リハビリテーション病院 受付・医事)

(2) 利用者様の都合でサービスを中止する場合にはサービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは、キャンセル料として利用者様負担金の 100%を申し受けることとなりますので、ご了承ください。但し、利用者様の体調の急変など緊急やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

8. 苦情相談窓口

苦情相談等については、リハビリテーションセンター科長代理（佐久間）が対応しますのでご連絡ください。

また、当院受付および通所リハビリセンター入口に「投書箱」を設置していますのでご利用ください。

*連絡先： 052-401-7272 (五条川リハビリテーション病院 リハビリテーションセンター)

その他、各市町村の担当窓口、国民健康保険団体連合会へご連絡いただけます。

清須市：高齢福祉課 052-400-2721	稲沢市：高齢介護課 0587-32-1111
北名古屋市：高齢福祉課 0568-22-1111	あま市：高齢福祉課 052-444-1001
国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室 052-971-4165	

9. サービス提供記録の開示

利用者様からサービス提供記録の開示請求があった場合は、所定の手続きを経て、開示の可否決定を行いますので事務長にご連絡ください。

<重要事項説明確認欄>

令和 年 月 日サービス契約の締結にあたり、上記の重要事項を説明しました。

事業者

名称 医療法人生寿会 五条川リハビリテーション病院
管理者 島野泰暢
説明者 印

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住所

氏名 印

代理人（家族、代理人または立会人）

住所

氏名 印

【緊急時連絡先】

氏名	(続柄)
住所	
電話番号 (携帯番号)	

<個人情報の利用目的及び同意書説明確認欄>

私は別紙、個人情報の利用目的及び上記目的の範囲における第三者への情報提供について説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

(家族代表/代理人)

住所 _____

氏名 _____ 印

医療法人生寿会 五条川リハビリテーション病院

五条川リハビリテーション病院 訪問リハビリテーション

個人情報の利用目的及び同意書

当院では個人情報を業務上必要な範囲において利用します。下記目的以外には利用しません。

- ① 当院での介護サービスの提供
- ② 介護保険請求のための事務
- ③ 当法人の行う管理運営業務（会計・経理、事故報告、サービスの向上等）
- ④ 他の医療機関・介護サービス事業者等との連携
- ⑤ 家族等への状況説明
- ⑥ 行政機関等、法令に基づく照会・確認
- ⑦ 賠償責任保険等に係わる専門機関、保険会社への届出、相談
- ⑧ その他公益に資する運営業務（介護サービスや業務改善のための基礎資料の作成，病院実習への協力・職員研修等）
- ⑨ 外部監査機関への情報提供

訪問リハビリテーション利用料のご案内

***清須市(6級地)：1単位=10.33円**

◇訪問リハビリテーション利用料（要介護1～5）

サービス内容	介護報酬				
	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション費（1回20分）	308単位	3181円	318円	636円	954円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6単位/回	61円	6円	12円	18円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3単位/回	30円	3円	6円	9円
短期集中リハビリテーション実施加算 退院・退所日又は認定日から3ヶ月以内 週2回以上・1回20分以上	200単位/日	2066円	206円	413円	619円
リハビリテーションマネジメント加算イ	180単位/月	1859円	185円	371円	557円
リハビリテーションマネジメント加算ロ	213単位/月	2200円	220円	440円	660円
医師が利用者又はその家族に説明した場合	上記に加えて 270単位/月	2789円	278円	557円	836円
退院時共同指導加算	600単位/回	6198円	619円	1239円	1859円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240単位/日	2479円	247円	495円	743円
移行支援加算	17単位/日	175円	17円	35円	52円

◇介護予防訪問リハビリテーション利用料（要支援1、2）

サービス内容	介護報酬				
	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
介護予防訪問リハビリテーション費（1回20分）	298単位	3078円	307円	615円	923円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6単位/回	61円	6円	12円	18円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3単位/回	30円	3円	6円	9円
短期集中リハビリテーション実施加算 退院・退所日又は認定日から3ヶ月以内 週2回以上・1回20分以上	200単位/日	2066円	206円	413円	619円
退院時共同指導加算	600単位/回	6198円	619円	1239円	1859円
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた 期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合 要件を満たした場合：減算なし 要件を満たさない場合：-30単位/回	-30単位/回	-309円	-30円	-61円	-92円

注) 利用者様が「短期入所生活介護」、「短期入所療養介護」、「特定施設入居者生活介護」、「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」、または「地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護」のサービスを受けている間は、訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションはご利用できません。

医療法人生寿会 五条川リハビリテーション病院 訪問リハビリ・ステーション